

第七十七号議案

例 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
 第二条第二項第四号中「物又は」を「物若しくは」に改める。
 別表の一の表一の項から三の項までを次のように改める。

<p>一 一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</p>	<p>一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 四十円</p>
<p>二 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</p>	<p>一キログラムにつき 四十円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、十リットルまでごとに七十六円</p>
<p>三 臨時に排出する占有者又は事業者</p>	<p>一キログラムにつき 四十円 ただし、粗大ごみについては、二千八百円を限度として品目別に規則で定める。</p>

別表の二の表を次のように改める。

二 動物死体処理手数料

動物の死体

一頭につき

二千八百円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表の一の表三の項ただし書の規定は、区長が施行日以後に、占有者に係る粗大ごみの収集、運搬及び搬入の申込みを受けた場合の廃棄物処理手数料から適用し、施行日前に当該申込みを受けた場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条第一項の規定に基づき交付した有料ごみ処理券については、施行日以後一月の間は、新条例第五十三条第一項の規定に基づき交付したものとみなす。

(説明)

廃棄物の排出者等に適正な負担を求めするため、廃棄物処理手数料及び動物死体

す。処理手数料を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。